第10期 西蒲区自治協議会委員名簿

資料2

【R8.4.1現在】

No.	氏　　名	期	肩　　書	委員資格	
1	石田　富行	2期目	巻地区コミュニティ協議会	第1号委員	区内の地域コミュニティ協議会等の選出者
2	桒原　澄子	2期目	漆山地域コミュニティ協議会		
3	上原　一茂	2期目	峰岡地区コミュニティ協議会		
4	岩﨑　友直	2期目	松野尾地域コミュニティ協議会		
5	乙山　弘純	1期目	角田地区コミュニティ協議会		
6	田中　隆男	1期目	岩室地域コミュニティ協議会		
7	鈴木　一生	2期目	西川地域コミュニティ協議会		
8	拝野　百合子	1期目	潟東地域コミュニティ協議会		
9	本田　香	2期目	中之口地区コミュニティ協議会		
10	近藤　イツ子	1期目	JA新潟かがやき（女性部）	第2号委員	区内の公共的団体等の選出者
11	本井　文吉	1期目	西蒲原土地改良区		
12	後藤　敏子	1期目	西蒲区農村地域生活アドバイザー連絡会		
13	相馬　透	2期目	新潟にしかん商工会		
14	岡﨑　秀	1期目	西蒲区観光協会連絡会		
15	大橋　達一	3期目	西蒲区北国街道まち歩きガイドの会		
16	近藤　実	1期目	角田山麓観光まちづくり研究会		
17	池田　貴之	1期目	西蒲区社会福祉協議会		
18	谷原　寛子	2期目	西蒲区支え合いのしくみづくり会議		
19	原　加代子	2期目	新潟市西蒲区民生委員児童委員連絡協議会		
20	藤田　忠明	1期目	西蒲区老人クラブ連合会		
21	岩見　一史	1期目	新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部		
22	小柳　健也	1期目	新潟市西蒲区スポーツ協会		
23	吉田　金豊	3期目	まちづくり実践者	第3号委員	区長が必要と認めた者
24	本井　文雄	1期目	防災士		
25	田中　久美子	3期目	コミュニティコーディネーター養成講座受講者		
26	佐々木　寛和	1期目	まちづくり実践者		
27	佐々木　貴生	1期目	まちづくり実践者		
28	米山　智暁	1期目	大学生		
29	滝沢　日向子	1期目	公募委員		
30	五傳木　陽介	1期目	公募委員		

新潟市区自治協議会運営指針より抜粋

⑵　委員の再任

【条例：第３条第２項】
２　委員は，再任されることができる。

委員の再任については，第６期（平成29年度～平成30年度）まで再任回数の上限を設けていたが，地域団体代表者等の再任が制限されているという課題等があるとした「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会（平成29年度）」での議論を踏まえ，条例上再任回数の上限を無くすこととする。

一方で持続的な自治の推進を実現していくためには，地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や，多様な区民意見の反映といった点も考慮する必要があることから，委員の選任について定めた「新潟市附属機関等に関する指針」に基づきつつ，区自治協議会の判断で各区の実情に応じた取扱いができるものとする。

なお，公募による委員については，区民による区政への参画機会を確保するため，再任回数の上限は１回とする。

留意事項

○　公募委員の再任

公募委員として１期務めた者も，再び公募委員に応募することができるものとする。選考の結果，採用された場合は，公募委員として再任されることとなる。

○　通算の考え方

・　途中で１期以上空けた後に再任された場合でも，過去に務めた任期は通算される。
・　他の委員の任期途中に委嘱され，任期が２年に満たない場合も１期として通算する。
・　他の区の委員経験年数は通算しない。

○　新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

第５条　附属機関の委員は，当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう，その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし，次の各号に掲げる事項に留意するものとする。（略）

（略）

（５）　委員を再任する場合は，通算の在任期間が６年を超えないものとする。

（略）

２　次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は，前項第４号から第６号までの規定を適用しないことができる。

（１）　所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者

（２）　専門知識、経歴等に照らし，他の者に替えがたいと認められる者